

件名

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二及び第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">第二条から第五条まで 削除</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（銀行におけるT L A C規制対象会社の同順位商品に関する経過措置）</p> <p>第二条 国際統一基準行（第一条の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新銀行告示」という。）第一条第十号の二に規定する国際統一基準行をいう。）においては、T L A C規制対象会社（新銀行告示第一条第八十四号に規定するT L A C規制対象会社をいう。以下この条において同じ。）のその他外部T L A C調達手段（新銀行告示第一条第八十五号に規定するその他外部T L A C調達手段をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）と法的又は経済的に同順位である商品（その他外部T L A C調達手段に該当するものを除く。次項及び第三項において「国内T L A C規制対象会社の同順位商品」という。）のうち、当該T L A C規制対象会社に係る総損失吸収力及び資本再構築力に係る最低基準の適用日（以下「T L A C規制適用日」という。）までに発行されたものであって、当該T L A C規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該T L A C規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新銀行告示第七条第二項第五号又は第十九条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部T L A C関連調達</p>

---

手段の額に算入しないことができる。

2 標準的手法採用行（新銀行告示第一条第十号に規定する標準的手法採用行をいう。次条第一項並びに附則第五条第一項及び第三項において同じ。）が国内基準行（新銀行告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。次項、次条及び附則第五条第一項において同じ。）である場合にあつては、国内TLAC規制対象会社の同順位商品のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであつて、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新銀行告示第七十六条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

3 内部格付手法採用行（新銀行告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用行をいう。次条第二項において同じ。）が国内基準行である場合にあつては、国内TLAC規制対象会社の同順位商品のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであつて、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新銀行告示第七十八条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

（銀行におけるその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャーに関する経過措置）

---

第三条 標準的手法採用行が国内基準行である場合にあっては、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているその他外部TLAC調達手段及び次に掲げるもの（いずれも償還期限の定めがある場合において保有中に当該償還期限までの期間が一年に満たなくなつたものを含み、次に掲げるものにあつては、適用日において次に掲げるものであることを要しない。次項において「経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段」という。）に限り、新銀行告示第七十六条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

一 規制金融機関（新銀行告示第一条第三十七号の二イ(1)に規定する規制金融機関をいう。）に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において、その他外部TLAC調達手段に相当すると認められているもの

二 新銀行告示第一条第八十八号に規定する特例外部TLAC調達手段

2 内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあっては、適用日から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続している経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段に限り、新銀行告示第一百七十八条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

（銀行における信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する

る経過措置)

第四条 平成三十一年三月三十一日前に、先進的内部格付手法を使用することについて第一条の規定による改正前の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧銀行告示」という。）第四百十条の承認を受けた銀行が、同日の直前まで、旧銀行告示第十三条第四項、第二十四条第四項、第三十六条第四項及び第四十七条第四項の規定により信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出するに当たり、これらの規定に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的内部格付手法を用いている場合には、新銀行告示第十三条第四項、第二十四条第四項、第三十六条第四項及び第四十七条第四項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「銀行を標準的手法採用行とみなして第八章に定めるところにより判定された手法とし」とあるのは、「銀行を基礎的内部格付手法採用行とみなして第八章に定めるところにより判定された手法（同章第二節第二款第四目に規定する内部評価方式を除く。）とし」とすることができる。

（国内基準行における証券化エクスポージャーに関する経過措置）

第五条 国内基準行のうち、内部モデル方式採用行（新銀行告示第一条第十二号の二に規定する内部モデル方式採用行をいう。）及び先進的計測手法採用行（新銀行告示第一条第十三

号に規定する先進的計測手法採用行をいう。)のいずれにも該当しない標準的手法採用行にあつては、適用日から起算して三年を経過する日までの間は、新銀行告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧銀行告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る場合には、新銀行告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額にかかわらず、旧銀行告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該上回る額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額を、自己資本比率の算式の分母における信用リスク・アセットの額の合計額のうち証券化エクスポージャーに係る部分とすることができる。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	二十五パーセント
平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十五パーセント

2

前項の場合において、適用日から起算して三年を経過する日前に、新銀行告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧銀行告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額を上回る状況が解消されたときには、

当該解消された日以後は、同項の規定は適用しないものとする。

3 標準的手法採用行が第一項の規定の適用を受ける場合又はその適用を中止する場合には、あらかじめその旨を金融庁長官に届け出るものとする。ただし、同項の規定の適用を中止する旨を届け出た当該標準的手法採用行は、その届出の日以後は、同項の規定の適用を受ける旨を届け出ることとはできないものとする。

4 金融庁長官は、前項の規定による届出の受理の権限を、当該届出をする銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。附則第十一条第四項、第十六条第四項及び第二十一条第四項において同じ。）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

（銀行におけるリスクリテンションに関する経過措置）

第六条 銀行がこの告示の適用の日（以下「適用日」という。）において保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該銀行がその保有を継続している場合に限り、第一条の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（附則第九条において「新銀行告示」という。）第二百四十八条第三項の規定は、適用しない。

（銀行におけるリスクリテンションに関する経過措置）

第六条 銀行が適用日において保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該銀行がその保有を継続している場合に限り、新銀行告示第二百四十八条第三項の規定は、適用しない。



（銀行持株会社におけるTLAC規制対象会社の同順位商品に関する経過措置）

第七条 国際統一基準行（第二条の規定による改正後の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新銀行持株告示」という。）第一条第十号の二に規定する国際統一基準行をいう。）においては、TLAC規制対象会社（新銀行持株告示第一条第八十四号に規定するTLAC規制対象会社をいう。以下この条において同じ。）のその他外部TLAC調達手段（新銀行持株告示第一条第八十五号に規定するその他外部TLAC調達手段をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）と法的又は経済的に同順位である商品（その他外部TLAC調達手段に該当するものを除く。次項及び第三項において「国内TLAC規制対象会社と同順位商品」という。）のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであって、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新銀行持株告示第七条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額に算入しないことができる。

2 標準的手法採用行（新銀行持株告示第一条第十号に規定する標準的手法採用行をいう。次条第一項並びに附則第十一条

第一項及び第三項において同じ。)が国内基準行(新銀行持株告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。次項、次条及び附則第十一条第一項において同じ。)である場合にあっては、国内TLAC規制対象会社の同順位商品のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであって、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新銀行持株告示第五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

3 内部格付手法採用行(新銀行持株告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用行をいう。次条第二項において同じ。)が国内基準行である場合にあっては、国内TLAC規制対象会社の同順位商品のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであって、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新銀行持株告示第五十六条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

(銀行持株会社におけるその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャーに関する経過措置)

第八条 標準的手法採用行が国内基準行である場合にあっては、適用日から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているその他外部

TLAC調達手段及び次に掲げるもの（いずれも償還期限の定めがある場合において保有中に当該償還期限までの期間が一年に満たなくなつたものを含み、次に掲げるものにあつては、適用日において次に掲げるものであることを要しない。次項において「経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段」という。）に限り、新銀行持株告示第五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

一 規制金融機関（新銀行持株告示第一条第三十七号の二イ(1)に規定する規制金融機関をいう。）に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において、その他外部TLAC調達手段に相当すると認められているもの

二 新銀行持株告示第一条第八十八号に規定する特例外部TLAC調達手段

2 内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあつては、適用日から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続している経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段に限り、新銀行持株告示第百五十六条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

（銀行及び銀行持株会社における資本調達手段に関する経過措置）

第九条 新銀行告示第七条第五項及び第十九条第五項並びに第九十二条の規定による改正後の銀行法第五十二条の二十五の規定

（銀行及び銀行持株会社における資本調達手段に関する経過措置）

第九条 新銀行告示第七条第五項及び第十九条第五項並びに新銀行持株告示第七条第五項の規定にかかわらず、Tier 2

に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（附則第十二条において「新銀行持株告示」という。）第七条第五項の規定にかかわらず、Tier 2 資本調達手段（第一条の規定による改正前の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準）第七項若しくは第十九条第四項又は第二条の規定による改正前の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準）第七項第四項に規定するTier 2 資本調達手段をいう。）及び適格旧Tier 2 資本調達手段（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十八号。附則第三十条において「平成二十四年改正銀行・銀行持株告示」という。）附則第三条第二項に規定する適格旧Tier 2 資本調達手段及び同条第五項に規定する適格旧Tier 2 資本調達手段をいう。）のうち、適用日前に発行されたものについては、なお従前の例による。

資本調達手段（旧銀行告示第七条第四項若しくは第十九条第四項又は第二条の規定による改正前の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（次条並びに附則第十一条第一項及び第二項において「旧銀行持株告示」という。）第七条第四項に規定するTier 2 資本調達手段をいう。）及び適格旧Tier 2 資本調達手段（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十八号。附則第三十条において「平成二十四年改正銀行・銀行持株告示」という。）附則第三条第二項に規定する適格旧Tier 2 資本調達手段及び同条第五項に規定する適格旧Tier 2 資本調達手段をいう。）のうち、適用日前に発行されたものについては、なお従前の例による。

（銀行持株会社における信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置）

第十条 平成三十一年三月三十一日前に、先進的内部格付手法を使用することについて旧銀行持株告示第百十八条の承認を受けた銀行持株会社が、同日の直前まで、旧銀行持株告示第十三条第四項及び第二十五条第四項の規定により信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出するに当たり、これらの規定に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的内部格付手法を用いている場合には、新銀行持株告示第十三条第四項及び第二十五条第四項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「銀行持株会社を標準的手法採用行とみなして第六章に定めるところにより判定された手法とし」とあるのは、「銀行持株会社を基礎的内部格付手法採用行とみなして第六章に定めるところにより判定された手法（同章第二節第二款第四目に規定する内部評価方式を除く。）とし」とすることができる。

（国内基準行である銀行持株会社における証券化エクスポージャーに関する経過措置）

第十一条 国内基準行である銀行持株会社のうち、内部モデル方式採用行（新銀行持株告示第一条第十二号の二に規定する内部モデル方式採用行をいう。）及び先進的計測手法採用行（新銀行持株告示第一条第十三号に規定する先進的計測手法採用行をいう。）のいずれにも該当しない標準的手法採用行にあつては、適用日から起算して三年を経過する日までの間は、新銀行持株告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧銀行持株告

示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る場合には、新銀行持株告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額にかかわらず、旧銀行持株告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該上回る額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額を、自己資本比率の算式の分母における信用リスク・アセットの額の合計額のうち証券化エクスポージャーに係る部分とすることができる。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	二十五パーセント
平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十五パーセント

2 前項の場合において、適用日から起算して三年を経過する日前に、新銀行持株告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧銀行持株告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る状況が解消されたときは、当該解消された日以後は、同項の規定は適用しないものとする。

3 標準的手法採用行が第一項の規定の適用を受ける場合又はその適用を中止する場合には、あらかじめその旨を金融庁長



TLAC規制対象会社に係る総損失吸収力及び資本再構築力に係る最低基準の適用日（以下「TLAC規制適用日」という。）までに発行されたものであって、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新信金告示第二十四条第二項第五号又は第三十六条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額に算入しないことができる。

2 標準的手法採用金庫（新信金告示第一条第九号に規定する標準的手法採用金庫をいう。次条第一項において同じ。）が国内基準金庫（新信金告示第一条第九号の二に規定する国内基準金庫をいう。次項及び次条において同じ。）である場合にあっては、国内TLAC規制対象会社の同順位商品のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日まで発行されたものであって、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新信金告示第七十条の四の三第二項の規定を適用しないことができる。

3 「略」

（信用金庫及び信用金庫連合会における信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置）

TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであって、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新信金告示第二十四条第二項第五号又は第三十六条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額に算入しないことができる。

2 標準的手法採用金庫（新信金告示第一条第九号に規定する標準的手法採用金庫をいう。次条第一項並びに附則第十六条第一項及び第三項において同じ。）が国内基準金庫（新信金告示第一条第九号の二に規定する国内基準金庫をいう。次項、次条及び附則第十六条第一項において同じ。）である場合にあっては、国内TLAC規制対象会社の同順位商品のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであって、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新信金告示第七十条の四の三第二項の規定を適用しないことができる。

3 「同上」

（信用金庫及び信用金庫連合会における信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置）



第十五条 平成三十一年三月三十一日前に、先進的内部格付手法を使用することについて第三条の規定による改正前の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この条において「旧信金告示」という。）第三百三十八条の承認を受けた信用金庫又は信用金庫連合会が、同日の直前まで、旧信金告示第十条第四項、第十八条第四項、第三十条第四項及び第四十一条第四項の規定により信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出するに当たり、これらの規定に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的内部格付手法を用いている場合には、新信金告示第十条第四項、第十八条第四項、第三十条第四項及び第四十一条第四項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「信用金庫又は信用金庫連合会を標準的手法採用金庫とみなして第八章に定めるところにより判定された手法とし」とあるのは、「信用金庫又は信用金庫連合会を基礎的内部格付手法採用金庫とみなして第八章に定めるところにより判定された手法（同章第二節第二款第四目に規定する内部評価方式を除く。）とし」とすることができる。

第十六条 削除

第十五条 平成三十一年三月三十一日前に、先進的内部格付手法を使用することについて第三条の規定による改正前の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この条並びに次条第一項及び第二項において「旧信金告示」という。）第三百三十八条の承認を受けた信用金庫又は信用金庫連合会が、同日の直前まで、旧信金告示第十条第四項、第十八条第四項、第三十条第四項及び第四十一条第四項の規定により信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出するに当たり、これらの規定に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的内部格付手法を用いている場合には、新信金告示第十条第四項、第十八条第四項、第三十条第四項及び第四十一条第四項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「信用金庫又は信用金庫連合会を標準的手法採用金庫とみなして第八章に定めるところにより判定された手法とし」とあるのは、「信用金庫又は信用金庫連合会を基礎的内部格付手法採用金庫とみなして第八章に定めるところにより判定された手法（同章第二節第二款第四目に規定する内部評価方式を除く。）とし」とすることができる。

（国内基準金庫である信用金庫及び信用金庫連合会における証券化エクスポージャーに関する経過措置）

第十六条 国内基準金庫のうち、内部モデル方式採用金庫（新

信金告示第一条第十一号の二に規定する内部モデル方式採用金庫をいう。)及び先進的計測手法採用金庫(新信金告示第一条第十二号に規定する先進的計測手法採用金庫をいう。)のいずれにも該当しない標準的手法採用金庫にあつては、適用日から起算して三年を経過する日までの間は、新信金告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧信金告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額を上回る場合には、新信金告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額にかかわらず、旧信金告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該上回る額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額を、自己資本比率の算式の分母における信用リスク・アセットの額の合計額のうち証券化エクスポージャーに係る部分とすることができる。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	二十五パーセント
平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十五パーセント

2

前項の場合において、適用日から起算して三年を経過する日前に、新信金告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧信金告示に

より算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る状況が解消されたときには、当該解消された日以後は、同項の規定は適用しないものとする。

3 標準的手法採用金庫が第一項の規定の適用を受ける場合又はその適用を中止する場合には、あらかじめその旨を金融庁長官に届け出るものとする。ただし、同項の規定の適用を中止する旨を届け出た当該標準的手法採用金庫は、その届出の日以後は、同項の規定の適用を受ける旨を届け出ることとはできないものとする。

4 金融庁長官は、前項の規定による届出の受理の権限を、当該届出をする信用金庫又は信用金庫連合会の本店の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

(信用協同組合等の T L A C 規制対象会社における同順位商品に関する経過措置)

第十八条 標準的手法を採用する信用協同組合等（第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新信組告示」という。）第一条第九号に規定する標準的手法を採用する信用協同組合等をいう。次条第一項において同じ。）にあつては、T L A C 規制

(信用協同組合等の T L A C 規制対象会社における同順位商品に関する経過措置)

第十八条 標準的手法を採用する信用協同組合等（第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新信組告示」という。）第一条第九号に規定する標準的手法を採用する信用協同組合等をいう。次条第一項並びに附則第二十一条第一項及び第三項にお

対象会社（新信組告示第一条第七十九号に規定するT L A C規制対象会社をいう。以下この条において同じ。）のその他外部T L A C調達手段（新信組告示第一条第八十号に規定するその他外部T L A C調達手段をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）と法的又は経済的に同順位である商品（その他外部T L A C調達手段に該当するものを除く。次項において「国内T L A C規制対象会社の同順位商品」という。）のうち、当該T L A C規制対象会社に係るT L A C規制適用日までに発行されたものであって、当該T L A C規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該T L A C規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新信組告示第四十七条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

2 「略」

（信用協同組合等における信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置）

第二十条 平成三十一年三月三十一日前に、先進的内部格付手法を使用することについて第四条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この条において「旧信組告示」という。）第百十四条の

いて同じ。）にあつては、T L A C規制対象会社（新信組告示第一条第七十九号に規定するT L A C規制対象会社をいう。以下この条において同じ。）のその他外部T L A C調達手段（新信組告示第一条第八十号に規定するその他外部T L A C調達手段をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）と法的又は経済的に同順位である商品（その他外部T L A C調達手段に該当するものを除く。次項において「国内T L A C規制対象会社の同順位商品」という。）のうち、当該T L A C規制対象会社に係るT L A C規制適用日までに発行されたものであって、当該T L A C規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該T L A C規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新信組告示第四十七条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

2 「同上」

（信用協同組合等における信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置）

第二十条 平成三十一年三月三十一日前に、先進的内部格付手法を使用することについて第四条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この条並びに次条第一項及び第二項において「旧信組告

承認を受けた信用協同組合等が、同日の直前まで、旧信組告示第十条第四項及び第十八条第四項の規定により信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出するに当たり、これらの規定に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的内部格付手法を用いている場合には、新信組告示第十条第四項及び第十八条第四項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「信用協同組合等を標準的手法を採用する信用協同組合等とみなして第六章に定めるところにより判定された手法とし」とあるのは、「信用協同組合等を基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等とみなして第六章に定めるところにより判定された手法（同章第二節第二款第四目に規定する内部評価方式を除く。）とし」とすることができる。

## 第二十一条 削除

「示」という。）第百十四条の承認を受けた信用協同組合等が、同日の直前まで、旧信組告示第十条第四項及び第十八条第四項の規定により信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出するに当たり、これらの規定に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的内部格付手法を用いている場合には、新信組告示第十条第四項及び第十八条第四項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「信用協同組合等を標準的手法を採用する信用協同組合等とみなして第六章に定めるところにより判定された手法とし」とあるのは、「信用協同組合等を基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等とみなして第六章に定めるところにより判定された手法（同章第二節第二款第四目に規定する内部評価方式を除く。）とし」とすることができる。

（信用協同組合等における証券化エクスポージャーに関する経過措置）

第二十一条 信用協同組合等のうち、先進的計測手法を採用する信用協同組合等（新信組告示第一条第十二号に規定する先進的計測手法を採用する信用協同組合等をいう。）に該当しない標準的手法を採用する信用協同組合等にあつては、適用日から起算して三年を経過する日までの間は、新信組告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧信組告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る場合には、新信組告示により算出される証券化エク

スボージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額にかかわらず、旧信組告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該上回る額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額を、自己資本比率の算式の分母における信用リスク・アセットの額の合計額のうち証券化エクスポージャーに係る部分とすることができる。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	二十五パーセント
平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十五パーセント

2 前項の場合において、適用日から起算して三年を経過する日前に、新信組告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧信組告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る状況が解消されたときには、当該解消された日以後は、同項の規定は適用しないものとする。

3 標準的手法を採用する信用協同組合等が第一項の規定の適用を受ける場合又はその適用を中止する場合には、あらかじめその旨を金融庁長官に届け出るものとする。ただし、同項の規定の適用を中止する旨を届け出た当該標準的手法を採用する信用協同組合等は、その届出の日以後は、同項の規定の

<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>4 適用を受ける旨を届け出ることはできないものとする。 金融庁長官は、前項の規定による届出の受理の権限を、当該届出をする信用協同組合等の本店の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。</p>
---	---

## 附 則

### (適用時期)

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

### (経過措置)

第二条 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第二十二号）附則第二條第一項の規定によりなお従前の例により自己資本比率の算出を行う銀行については、なお従前の例による。

2 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第二十三号）附則第二條第一項の規定によりなお従前の例により自己資本比率の算出を行う銀行持株会社については、なお従前の例による。